

3 基準器検査

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられるだけでなく、計量器の届出製造・修理事業者の検査及び計量士が適正計量管理事業所における計量管理ならびに代検査の基準として用いられており、器種別に、有効期間が定められています。

この検査は、タクシーメーター装置検査用基準器、ひょう量が5t以下で、精度が2万分の1以下の基準台手動はかり、1級以下の基準分銅、20L以下の基準湿式ガスメーター及び液体メーター用基準タンク(全量が1000L未満の水道メーター用・全量が25L以下の燃料油メーター用)については県が行います。その他のものは国立研究開発法人産業技術総合研究所が行っています。

過去5年間の検査実績

(単位：円)

区分	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度						
	検査数	手数料	検査数	手数料	検査数	手数料	検査数	手数料	検査数	手数料					
	(免除数)		(免除数)		(免除数)		(免除数)		(免除数)						
	(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)		(不合格数)						
タクシーメーター装置検査用基準器	4 (1) (0)	40,200			1 (1) (0)	0	8 (1) (0)	93,800	4 (1) (0)	40,200					
基準台手動はかり	1 (0) (0)		7,800												
一級基準分銅	263 (111) (0)				443,380				121 (30) (0)			385,200		63 (0) (0)	258,000
二級基準分銅	170 (0) (0)	118,040		92 (26) (0)		49,940		138 (0) (0)	97,840	99 (0) (0)				71,060	
三級基準分銅	89 (15) (2)		37,220	36 (0) (0)			18,980	59 (0) (0)		66,360	35 (0) (0)		18,500		
基準湿式ガスメーター	12 (0) (0)			220,800	9 (0) (0)			165,600			4 (0) (0)	92,000			8 (0) (0)
液体メーター用基準タンク	13 (0) (0)	176,800			6 (1) (0)	68,000			5 (0) (0)		68,000			8 (4) (0)	54,400
計	552 (127) (2)		1,044,240		264 (57) (0)		687,720		270 (1) (0)	582,200			411 (59) (0)	1,233,660	
旅費				30,482				20,121				9,270			
総合計	552	1,074,722		264	707,841	270		591,470	411		1,251,366	402	851,326		